

産業廃棄物処分業許可証

住 所 福岡県久留米市藤山町1番地の1

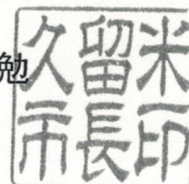
氏 名 株式会社永幸建設

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

代表取締役 古賀 幸弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

久留米市長 大久保 勉



許可の年月日 平成 28年 2月 13日

許可の有効年月日 平成 33年 2月 12日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（破碎（移動式を含む。））：ガラスくず等（自動車等破碎物を除く。）、がれき類
以上2品目 以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

破碎施設：設置場所 福岡県久留米市藤山町字狸川15番1

（移動式兼用）設置年月日 平成19年 9月29日

処理能力 固定式 240t/日（8時間）

移動式 485t/日（8時間）

許可年月日 平成28年 8月 8日 許可番号 第112017号 以下余白

3. 許可の条件

移動式処理については排出事業場敷地内で行うこと。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年 2月13日 更新許可

平成28年 7月27日 変更届出により破碎施設の変更

平成28年 9月 9日 変更届出により破碎施設の変更

平成30年 5月23日 変更届出により最終処分（埋立）の廃止

以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

以下余白